

第3回「労働団体法 ①総論 B：労働基本権」

2022.04.13. 佐藤

はじめに

- 1)前回の要点：産業別組合に対する企業別組合の弱点（以上で△）、組合の意義（以上で○）
- 2)Reading Assignment に関する設問
以下の設問に対する解答を、適切に要約して自己点検用紙に書きなさい。
①清水教授は、全農林事件最高裁判決によるとしても、非法定事項に関しては、争議行為はどう扱われると解釈しているか。10文字で答えなさい。
②清水教授は、そもそも勤務条件についての労使交渉をどのように解すべきと述べているか。

本日の課題：R.A.解答と自己点検を、自己点検用紙に記入して提出する

* 公務員関連労働団体法

1) 公務員法

	民間	公的現業	一般公務
団結権	○	○ 但し、オープン・ショップ	○ 但し、消防・監獄・警察・海上保安庁 オープン・ショップ、登録制
団交権	○	○ 但し、団交対象事項の制限 協約実施に議会承認	△（団交は可能だが協約締結権はない） 但し、団交対象事項・手続きに制限
争議権	○	X 但し、刑事罰はない	X 不利益処分とともに、刑事罰もあり
賃金決定方式	協約	協約 成立しないと仲裁（中労委）	勧告 （人事院・人事委員会・公平委員会）

2) 公務員の争議権関係最高裁判所判決

- a)当然禁止の立場 国鉄弘前機関区事件 最大判・昭和 28.4.8
- b)比較衡量する立場 全通東京中郵事件 最大判・昭和 41.10.26
都教組事件 最大判・昭和 44. 4. 2
- c)財政民主主義論 全農林警職法事件 最大判・昭和 48.04.25（国公法関係） * 8対5対2
岩手県教組事件 最大判・昭和 51.05.21（地公法関係）
全通名古屋中郵事件 最大判・昭和 52.05.04（旧公労法関係）
北九州市交通局事件 最一小判・昭和 63.12.08（地公労法関係）

【参考文献】青木・竹下・中山・室井『公務員の労働基本権』（総合労働研究所、1979年）

【自己点検】

- 1)Reading Assignment に関わる問題への解答
- 2)自己点検 a)講義の論点 b)論点にかかわる法状況 c)論点についての諸見解
- 3)自由記述 a)講義に関する質問 b)その他

【次回講義への Reading Assignment】

次回講義タイトル：「労働組合法 ②労働組合 A：労働組合組織」

講義テーマ：コンビニオーナー店長の作った組織は「労働組合」といえるか
教科書の該当部分：第3章「労働組合」「I 総説」、論点に直接関連するのは p.47-p.52

Reading Assignment：大山盛義「コンビニオーナー店長の労組法上の労働者性」
労働法律旬報 1821号(2014年)6頁以下